平成２２年（フ）第１８８号
岡山県浅口市金光町大谷503番地２
債務者　坂本　若枝
１　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１９８号
岡山県倉敷市船穂町船穂3114番地10
債務者　石井　宏斉
１　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２２３号
岡山県倉敷市連島町連島2831番地36
債務者　武鑓　順恵
１　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３７９４号
札幌市豊平区月寒西１条９丁目10番85号
ラーク月寒102号
債務者　川口てるえ（旧姓平佐）
１　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１００１号
札幌市白石区菊水４条１丁目２番９号　赤塚マンションＢ105号
債務者　長野　　悟
１　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０４３号
札幌市北区新川３条15丁目５番１―401号
債務者　沼田　和則
１　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１２２号
札幌市西区発寒16条２丁目２番28号
債務者　角　　幸美
１　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２８４号
北海道江別市野幌住吉町38番地の15　レオパレス南風205号室
債務者　山口　玲子（旧姓柴田）
１　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３４５号
札幌市西区西野４条４丁目13番10号　アステル西野302号
債務者　菅原　清文
１　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３４６号
札幌市西区西野４条４丁目13番10号　アステル西野302号
債務者　菅原伊久子
１　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３９９号
札幌市白石区本郷通１丁目南１番１―701号
債務者　山岡　正和
１　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４２２号
北海道恵庭市恵み野南１丁目１番４促進住宅２―407号
債務者　古川　共子
１　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４８４号
札幌市北区新琴似４条４丁目４番11号
債務者　吉田　　崇
１　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５３２号
札幌市中央区南９条西１丁目１番28―1003号
債務者　二上　京子
１　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５４４号
札幌市中央区南６条西11丁目1285番地１　共済ハウス305号
債務者　菊地美恵子
１　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５５３号
札幌市豊平区中の島１条１丁目４番12号　扇マンション303号
債務者　林　智和子
１　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３号
北海道網走郡大空町東藻琴266番地
債務者　福井まり子
１　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係